入学・修学貸付をご利用ください

年1.26%!!
（平成31年1月現在）

共済組合では、組合員やお子様の入学・修学に必要な資金を貸付けています。貸付の対象となる費用が重複していなければ、入学貸付と修学貸付の両方に申込むことも可能です。

授業料　教材費　家賃　通学費など

	入学貸付（入学年度分）	修学貸付（該当年度分）
対象となる学校	**国内の学校**　学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校 **海外の学校**　留学先の教育機関の正規教育課程の修業年限が２年以上で、入学・修学するコースの修業期間が最低３月以上であること	
申込時期	合格通知書が届き次第随時	平成31年度分は３月貸付から申込可能 ※年度ごとの貸付となります。
貸付限度額	給料月額の６か月分（最高200万円）	月額15万円（単年度最高180万円） 年度途中に申込む場合は、貸付申込月の翌月からその年度末までの月数が限度となります。 ＜例＞貸付申込月が３・４月の場合…最高180万円 貸付申込月が５月の場合……最高150万円
償還開始時期	●貸付けを受けた月の翌月	●修業年限を満了した日の翌月（据置する） ※据置期間中は利息のみ償還 ●貸付けを受けた月の翌月（据置しない）
必要書類	①貸付申込書　②借入状況等申告書（借入れがある場合、償還状況の確認できる書類を添付） ③借用証書　④貸付事故の有無に係る申告書　⑤貸付未償還元利金の控除依頼書 ⑥印鑑登録証明書　⑦戸籍抄本（被扶養者でない場合） ※①～⑤の様式はこちらからダウンロードすることができます。	
国内の学校	合格通知書（写し）	在学証明書（原本）
国内の学校	・入学案内書または学校ホームページ等の写し（入学金または授業料が確認できるもの） ・賃貸契約書の写し（アパート等を借りる場合） ・通学のための交通費が確認できる書類 ・その他入学・修学に係る費用の内訳書（内容によっては申込者自身で作成したものでも可）	
海外の学校	留学先の教育機関または国内の学校長が留学を認める証明書類 ※別途必要経費のわかる書類が必要です。	